

令和 3 年度第 5 回広島市環境影響評価審査会 議事録

議 題：南工場建替事業に係る環境影響評価準備書について

1 日時：令和 3 年 1 月 1 2 日（金） 1 4 時 3 0 分から 1 6 時 2 0 分まで

2 場所：南工場 2 階 大会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

上村信行、金田一清香、香田次郎、清水則雄、田中健路、棚橋久美子、中坪孝之（会長）、西村公伸（副会長）、百武ひろ子、保坂哲朗、松川太一、吉富健一、和崎淳

(2) 事務局

重水環境局次長、福田環境保全課長、花木課長補佐 他 3 名

(3) 事業者等

広島市環境局施設部施設課 吉村課長、平川主幹 他 1 名

広島市環境局施設部工務課 岩佐課長、佐々木課長補佐 他 1 名

広島市環境局施設部南工場 白井場長 他 1 名

八千代エンジニアリング株式会社 2 名

(4) 傍聴者

0 名

(5) 報道機関

0 社

4 会議概要

(1) 会議の前に現地視察を行った。

(2) 審査会は公開で行った。

(3) 南工場建替事業に係る環境影響評価準備書について審議を行った。

5 審議結果概要

(1) 南工場建替事業に係る環境影響評価準備書の内容等について、各委員から意見が出された。

(2) 審議で出された意見に基づき、答申案を作成することになった。

6 会議資料

- ・資料 1 広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続
- ・資料 2 南工場建替事業に係る環境影響評価準備書及びその要約書
- ・資料 3 南工場建替事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の選定書

[審議結果]

○花木課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第5回広島市環境影響評価審査会を開会いたします。本日の議題は、南工場建替事業に係る環境影響評価準備書についてです。また、本日は委員定数15名に対して、御出席委員が13名と本審査会の定足数の過半数に達しておりますことを御報告申し上げます。ここで開会に当たりまして、環境局次長の重水から御挨拶申し上げます。

○重水次長 環境局次長の重水でございます。広島市環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、用務御多忙の中、本審査会に御出席いただき誠にありがとうございます。本日は、南工場建替事業に係る環境影響評価準備書につきまして御審議いただく予定としております。本事業は本市の安定的なごみ焼却体制を維持するため、老朽化が進行しております南工場につきまして、令和10年度、2028年度の稼働開始を目指して建替を行うものです。これは廃棄物処理施設の設置の事業に該当するため、本市環境影響評価条例の対象となっております。このため一昨年、本事業の実施計画書につきまして、当審査会において御審議いただき、その結果を踏まえまして、本市は昨年5月に市長意見を述べました。この市長意見等を踏まえ、この度事業者から環境影響評価準備書が提出されました。本事業では、工事の施工や工場の稼働等による周辺地域への生活環境に対する影響を実行可能な範囲で回避、低減するため、環境影響評価や環境の保全のための措置の検討等が十分になされているかを準備書で確認する必要があります。つきましては、委員の皆様には本事業が環境保全に十分配慮した事業となりますよう環境保全上の見地から御審議いただきますとともに、忌憚のない御意見をお伺いしたいと思っております。なお、本日の審査会を含め、合計3回の審査会の開催を予定しております。皆様の活発な御意見を賜りますようお願いをしたいと思います。簡単ではありますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○花木課長補佐 南工場建替事業に係る環境影響評価準備書について御審議いただくに当たり、諮問書を重水次長から中坪会長にお渡しします。

【環境局次長から中坪会長に諮問書を手交】

○花木課長補佐 それでは、これから先の議事進行は中坪会長をお願いいたします。

○中坪会長 ただいま諮問を受けました南工場建替事業に係る環境影響評価準備書について審議をいたしたいと思っております。まず、資料1につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【環境保全課長が環境影響評価手続きについて説明】

○中坪会長 それでは、資料2及び資料3について事業者から御説明をお願いいたします。

【事業者が事業の概要及び準備書に記載している調査・予測・評価の結果等並びに環境影響を受ける範囲であると認められる地域について説明】

○中坪会長 ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問をお願いいたします。

○田中委員 大気質の測定のこと、高層気象観測をされており、そちらの機器でゾンデが使われているようです。その機器で気温の測定はわかるのですが、風速の測定というのはGPSか何かをつけて、その変位を測定しているのでしょうか。

○事業者 GPSで位置の移動を確認することによって風向風速は確認しています。

○田中委員 一般の高層気象観測で行っているゾンデの観測方法と同じですね。

○事業者 そのとおりです。

○田中委員 ちなみにゾンデの回収はどのようにされていますか。そのまま飛ばしっぱなしでしょうか。

○事業者 そうです。回収については、箱に連絡先を記載し、「拾った方は出来れば送ってください」としており、いくつかは回収できています。

○田中委員 場合によっては、広島空港などがありますので、そういったところの航路への影響などは加味して観測を行ったのでしょうか。

○事業者 広島空港事務所への通知を行った上で、調査は実施しています。

○百武委員 まず1点目が交通の騒音です。自動車による騒音について、工事中も供用中もあると思うのですが、今もかなり渋滞が起こっているという感じがしますが、この新南工場になった場合に、新しく事業系のプラスチックごみとかも受け入れる中で、パッカー車やそういった収集の車の台数は大分増えるのではないのでしょうか。それによって、今も騒音レベルが基準値よりも昼間は下回っていると言いつつ70dB以下で69dBとか、かなりギリギリで、その時によっては基準値を超えてしまうのではないかという状況なのですがいかがでしょうか。

○事業者 廃棄物運搬車両の予測に用いている台数は、現在の実績の台数から見込みを出しており、特別増やしてはいません。事業系のプラスチックごみが新たに増えるので、それに伴う搬出入の車両が増えるのではないかということですが、事業系のごみと家庭系のごみを合わせた量として、南工場では処理できる量は1日300トンで、現在も建替え後も変わりません。事業系のごみについてはどれくらい南工場に搬入されるか市でコントロールはできませんが、例えば事業系のプラスチックが増えれば、その分、家庭系のごみを南工場ではなく他の工場へ搬入する等の搬入調整を各工場間で行いますので、極端に南工場の搬入量が増えることはないと考えています。

○百武委員 それでも、今も焼却能力いっぱいやっているわけじゃないですよね。能力とごみの量はまた違うのかと認識したのですがそうではないのでしょうか。常に300トン受け入れているというわけではないと認識したのですがそれでもいかがでしょうか。

○事業者 現在も毎日300トン受け入れているわけではありませんが、建替後も300トン目一杯受け入れるわけではなく、余裕を持った上で他の工場との調整を行いますので、建替後に南工場に搬入されるごみの量が増えるものではありません。

○百武委員 ちょっと理解できないのですが、わかりました。では続いて、工事ヤードとして新しくグラウンド半分を使うということですが、周囲を先ほど見せていただいたら、樹木、植栽が周囲をグルッと囲んでいるので、この工事ヤードも一緒に使っていくとなると樹木を伐採したりするのでしょうか。

○事業者 今回の工事では大型の機械を工場の中に搬入しなければならないので、かなり大きなクレーンを用いて吊り込み、建物の中に入れていく計画としています。そのため、南工場側にある樹木や野球のバックネットなどを工事前に移設するなどした上で、工事ヤードとして使用する計画としています。

○百武委員 出入口はないのですが、そのクレーンで吊り上げて樹木越しに置くということですか。

○事業者 樹木やバックネット等については、事業者が決まった後、クレーンの吊り込み作業などを実際に想定して障害となるものを移設します。バックネットは移設する計画としており、樹木などについては必要に応じて移設します。

○百武委員 また戻すのでしょうか。

○事業者 最後に原状復旧することとしていますが、樹木は枯れるかもしれないため、そこは適宜対応させていただこうと思っています。

○上村委員 景観についての事後調査の項目が上がっておりましたが、事後に景観を調査する意味は何なのでしょうか。

○事業者 施設が多少大きくなると想定しているため確実な予測を行いたいところですが、DBO方式という事業方式を取っていることから、現時点で正確な完成予想図がわかりません。そういう状況で予測を行っていますので、事後調査で確認を行うことが必要だと考えています。環境保全措置等で記載している、広島市景観計画のリバーフロント地区に配慮した色彩等にするということを示した上で発注し、事業者には設計してもらいますが、完成後に、周辺環境に調和した建物となっているか確認を行うという意味で、事後調査を行うことにしています。

○上村委員 春と秋とかに毎年行うのでしょうか。

○事業者 事後調査は完成した時点で1回行います。

○上村委員 わかりました。配置計画図が出たのですが、フォトモンタージュでいうと7-219ページですが、今の建物の環境局南環境事業所が道路沿いにべったりくっついていて、前の道路を通るとき

に非常に圧迫感があると私自身ずっと感じていて、道路を通る度に緊張します。ですので、ある程度セットバックされて作ってほしいと思っていたのですが、配置図では駐車場などの低層なものに変わっていたので、非常にありがたいなと思いました。また、小さなプレハブがあるのですが、これも可能であれば、違うところに移すなどそういった配慮があると、ここを車で通る人にとって、負担が軽減されるのかな。

○事業者 こちらの施設配置図と景観のフォトモンタージュはあくまで現時点の想定で、このとおりになるわけではありませんので、その点はご了承ください。具体的な配置等は、事業者選定における事業者からの提案で決まっていきますので、その際に、今いただいた御意見等も踏まえて事業者と対話し、できる限り配慮するよう考えていきたいと思います。

○西村副会長 そこに高速道路がありますよね。高速道路というのは、柱とか、そういうものの音の反射によって向こうの方に騒音がちょっと増加するという可能性があるのではないかと。反射の影響に関しては予測式の中には入ってないんですよね、そのあたりは大丈夫でしょうか。先ほどあったように予測値が基準値まで0. 何dBとか1dBとかくらの僅差なので、反射音の影響を受けると少し危ないのではという懸念があります。

○事業者 その予測を具体的に細かく実施することは難しかったので、事後調査でしっかり確認したいと考えています。

○西村副会長 もし事後調査で超過したときには、どうされるのでしょうか。例えば、橋脚などに吸音処理などするのでしょうか。

○事業者 施設の稼働による騒音が敷地境界で基準超過すると法令違反になりますので、絶対あってはならず、万が一、基準超過する騒音を確認された場合は、何らかの対応が必要であると考えています。

○清水委員 地下水汚染のところでは土壌汚染対策法等の関係法令やガイドライン等に基づきと書いてありますが、ここの南工場の立地は、おそらく埋立てで海に面しており、潮の干満の影響をかなり受け、土壌中の地下水も潮の干満によってかなり挙動が異なってくると思います。そういう立地に対して法令はきちんと対応しているのでしょうか。というのも、地下水が汚染されて海にそういったものが漏洩してしまった場合には、動物への影響が懸念されます。

○事業者 土壌汚染対策法等の法令の中で、潮の満ち引きによる地下水位の変動について具体的に書かれていませんが、地下水に触れるような工事を行う場合の対策が規定されています。御指摘のとおり、潮の満ち引きの影響を受ける土地であると想定していますので、地下水位を1回だけ測るのではなく、時間をおいて測定し、最も高い地下水位を把握した上で、それよりも深い箇所を工事する場合には、土壌汚染対策法やガイドライン等の規定に沿って対策を行いたいと考えています。

○清水委員 こういった干潟の埋立地での既存の工事事例でそういった事故はあったのでしょうか。

○事業者 把握していません。

○和崎委員 土壤汚染の関係なのですが、要約書の82ページの土壤汚染のおそれのある物質一覧というところの「有」と「無」という表現だけについて、「有」がどのぐらいのレベルなのか、もしわかるようなら示していただいた方が安心なのではないか。掘削作業をするときにどうしても地面が出てきてそれを掘り起こすとほこりとして舞い、すぐ隣が公園なので、半分を工事ヤードとして使うにしても残り半分は普通に公園として使われるのであれば、周辺のお子さんたちが何かされているときにある程度高いリスクがもしあるのなら知らせておかなければいけないと思いましたがいかがでしょうか。

○事業者 有害物質の濃度がどれくらいなのかを示した方がいいという御意見だと思いますが、濃度は実際に土を分析しないと分からず、現時点では土の分析を行っていません。土壤汚染対策法で定められている土壤汚染状況調査の第1段階として、土を採取する前に、既存資料調査や聞き取り調査などを行い、どのような種類の有害物質によって汚染されている可能性があるかを把握し、敷地の中のどこにその有害物質による汚染がありそうかを把握するという机上の調査を行い、その結果を基に、具体的に土を採取する場所を決めていきます。今回は土を採取する前の段階までの調査を行っています。そのため、「有」と書いてある物質は、汚染があるという意味ではなく、土を採取して分析し、汚染があるか確認する必要があるという意味で、「有」「無」という記載をしています。

○和崎委員 わかりました。つまり、工事を始めてからかあるいは始める前ぐらいに土壤も調査を行うということになるわけですね。

○事業者 調査を行うかどうかは今後の事業者選定の段階で決めていきます。調査を行って汚染の状況を確認してから工事を行う方法と、土の分析を省略して汚染の基準の中の1番高い濃度の汚染があるものとみなして工事を行う方法がありますので、どちらを選択するのは、今後の事業者選定の中で決めていきます。

○和崎委員 その汚染があるとみなして工事を行う場合には拡散しない措置を行うということですね。

○事業者 そのとおりです。

○中坪会長 それに関連しまして、資料などで調べたということですが、これは廃棄物やごみとして持ち込まれているものだけでなく、過去のその使用なども入っているということでしょうか。

○事業者 過去まで遡って地歴調査を行っています。今回どういう理由でこれらの物質が選定されたかというと、ごみ由来と思われるものとして、排水系の分析結果から検出された物質と灰の分析結果から検出された物質があります。それと、水銀については南工場に分析室があり、試薬として使用していたという理由で選定しています。現在の南工場のそのような履歴と、以前の一つ前の古い焼却工場と、更にそれ以前の埋め立てられてから軍用地として使用されていた履歴があり、軍用地での有害物質の使用については調査結果が得られませんでした。可能な限り資料を集めて調査を行っています。

○田中委員 大気質の環境測定で逆転層について結果が整理されていますが、温度センサーの測定精度について、プラスマイナス0.1℃のその差をどう考えるのか。それで、上層50メートル上の温度が下面の層より0.1℃高いといったときに逆転層として判別するかというところ、判定条件というのはどのようにされているのでしょうか。

○事業者 準備書の7-12ページにある逆転層の種類などの説明の模式図を御覧ください。1番下の注釈の3のとおり、上下の温度差が0.1℃の層が2層以上連続した場合、有意のある温度差として認めており、その場合に逆転層として整理しています。

○田中委員 0.1℃以下ということは、0.1℃を含めますよね。

○事業者 0.1℃は含みます。

○田中委員 だから、実質は0.2℃という扱いでいいのか、それとももう少し細かい数字まで。

○事業者 0.1℃よりも細かい数字はなく、2層以上連続した場合は逆転層になります。

○田中委員 わかりました。7-13で、夏から春にかけては昼間にそういった上層逆転が比較的多く見られていて、冬に関しては夜間に全層あるいは二段逆転層が多く見られるというところなのですが、夏と春に関する昼間の上層逆転というのは、要するに、日の出とともに日射によって加熱されて対流混合層が発達していくと、その対流混合層のトップを拾っているという感じでよろしいですね、それで6時9時のところは比較的多く観測されてそれはどんどん500メートルよりも高い高度まで発達していきますので、それで12時以降あまり観測されないと。ここで見るとすると明け方から9時ぐらいまでの時間帯だとか冬の場合には夜間とか、秋に関しては日の出日の入りの前後の時間帯というのが鍵になってくるというところですね。以上の認識でよろしいですか。

○事業者 そのとおりです。

○金田一委員 温室効果ガスの辺りで、処理量が増えるのでCO₂の排出量がそんなに減っているように見えないという話だったかと思うのですが、やはり、施設で焼却することによるCO₂排出量を考えるというのが普通なんでしょうが、カーボンニュートラルとかっていう話がある中で、トランスポート、運輸運搬に係るCO₂というのはあまり考慮しなくていいものなんでしょうか。最近はどういったセクター間でもシステムというか大きく考えましようとなってきたと思うのですが、こういった場合には施設で焼却するためのCO₂だけを考えればいいのでしょうか。運搬量が増えると思うので、それによってCO₂の排出量というのが増えている分っていいのはよろしいのでしょうか。

○事業者 運搬車両の稼働に伴うものは、今回予測を行っていません。ごみの収集運搬の車両自体の台数は建替え後も増えませんので、車両からのCO₂等の温室効果ガスの排出が無いわけではありませんが、建替えの前後で変化はないと考えています。

○金田一委員 そうなのですが、処理量としては増えるという見積もりですよね。プラによる発熱量が増えるということだと。

○事業者 全体のごみの量が増えるわけではなく、焼却するごみの量の中のプラスチックの割合が増えるということです。

○金田一委員 わかりませんが、見せ方としてCO₂の排出量が減らないっていうところ、この処理している量を原単位みたいなかたちで示すことはできないのでしょうか。高度な処理をしてプラとか発熱量が多いものも今度処理しますと。そうすると、CO₂排出量はちょっと増えるけどその価値に対してのCO₂排出量というのはそんなに増えてない、って思うのですがいかがでしょうか。

○事業者 焼却設備の方から説明させてもらいますと、ごみを焼却するとどうしても二酸化炭素が排出されます。ごみに炭素成分が多く含まれていればそれだけ排出される二酸化炭素の量が増えますが、それ以上に、今の南工場と新しい南工場の違いとして、発電機の効率が約10倍に上がるということです。新しい南工場でプラスチックを焼却することでより多くの蒸気を作ることにより、現南工場の約10倍の発電量になります。発電量の増加による二酸化炭素削減量を差し引くということ準備書に記載しています。今の南工場は、1,000世帯の1年分の電気量を電力会社へ売却しています。それが新しい工場では、1万世帯の1年分の電気量を電力会社に売却することになります。

○金田一委員 それは発電について、能力が上がるから差し引く分が大きくなるという説明だと思うのですが、発熱量が増えているので、発熱量当たりのCO₂排出量みたいなのを示した方がいいのではないのでしょうか。

○事業者 そのことについては、表すことはできていません。申し上げたとおり、差し引きで電力会社が発電しない、つまり石炭などを使わないことで、CO₂を削減するという説明をさせていただきました。それについては、また整理をさせていただきます。

○金田一委員 見せ方としてそれも併記されるのがよろしいかと思います。それに関連して、発電能力がかなり上がると思うのですが、余った電気を買ってもらうのは、新しい施設でもしていき、電力会社との契約は可能ということでしょうか。

○事業者 焼却施設で発電した電気をどのように使っていくか、例えば市の施設へ南工場から電力会社の電線を使って託送し、その施設は南工場からの電気で購入することで、電力会社が発電する量が減るといった形態の契約もありますし、南工場で発電する電気を一つの商品として売却するという形態の契約もあります。現在、国でも様々な制度を作ろうとしており、FIT等様々な制度ができていますので、これからどれが1番広島市にとって有効かということを確認しながら、契約を結んでいこうと思っています。

○金田一委員 是非その発電された分を有効利用できるといいなと思うのですが、一方、熱の供給エリアは変わらないのでしょうか。

○事業者 熱は今と同じように南工場で温水として使用するほか、東雲屋内プールへ送ります。東雲屋内プールへ送る温水以外の熱は、発電のために使用していこうと考えています。

○金田一委員 発電能力はかなり上がるはずなので、熱が余るのではないかと思うのですが、供給エリアは今のままで、あくまでも発電重視で電気を売っていきたいということでしょうか。

○事業者 そのとおりです。

○金田一委員 わかりました、ありがとうございます。

○事業者 補足をさせていただきます。まず、前提として、広島市全体で焼却するごみの量は新南工場が完成したからといって増減するわけではなく、おおむね30万トンで一定です。今までは安佐南工場が事業系プラスチックを焼却していましたが、それを3工場で焼却できるようになり、南工場で焼却するプラスチックの量は増えますが、全体のごみ量30万トンの中に事業系プラスチックも含まれていきますので、南工場が増えた分、安佐南工場が減り、それで押しなべて全体では変わらないということになります。ただし、表し方についてはまた御教示いただければと思います。

○百武委員 今の話に関連しますと、全体は変わらず安佐南工場が今まで受け入れた事業系プラが今はないわけですので、家庭系は同じままで、かつ、プラスチック事業系ごみが来るということで南工場の処理量は増えるのではないのでしょうか。そうすると、やはり供用中の車の量は増えるのではないのでしょうか。同じってことはないのではないのでしょうか。

○事業者 プラスチックの量が増える分、今までと同じ量の可燃ごみの受け入れができず、その分、今まで南工場に搬入されていた可燃ごみが別の工場に搬入されますので、その差し引きで各工場に搬入される可燃ごみとプラスチック両方を合わせた車両の台数は変わらないと考えています。

○百武委員 今まで来ていた家庭系のごみが別の工場に行くのですね。

○事業者 具体的な計画は、その時になって検討することになりますが、現在も、ごみピットに貯まっているごみの量に合わせて工場間で調整を行っています。このエリアのごみはこの工場と原則では決まっていますが、臨機応変に変更しています。今後、プラスチックを3工場全てで焼却できるようになると、全体の収集エリア等の見直しがあると思います。

○百武委員 総量も車も変わらないということですね、わかりました。

○中坪会長 基本的には、今度できる施設がごみ発電施設として最も優秀なので、プラスチックをできるだけこっちに持ってきて効率よく発電したいという意図ということではよろしいでしょうか。

○事業者 そこまで南工場にプラスチックを集めることは想定していません。今までプラスチックは中

工場と安佐南工場だけで焼却していた偏りを、まんべんなく3工場で分散して、それぞれプラスチックも可燃ごみも焼却していくということです。

○中坪会長 広島市はリサイクルプラを分けてないのでしょうか。リサイクルプラは可燃ごみとして扱っているのでしょうか。

○事業者 リサイクルプラとして分別して収集していますので、焼却はしていません。

○香田委員 要約書の105ページで、平成30年度の現南工場の温室効果ガスの排出量が1万9,608トンとありますが、これは発電による削減量は差し引かれたものなのでしょうか。それによって表5.11-2のどれと比較すればいいのかが変わってくると思うのですけれども。

○事業者 発電は加味していない数値で、単純に焼却した量から算出したものです。

○香田委員 ということは、その数値を表5.11-2と比較すると4万5,402トンですね。そうすると、だいたい排出量としては増加しているということですね。

○事業者 排出量そのものを南工場同士と比較するとそうなりますが、その分他の工場では減少することになります。

○香田委員 環境保全措置とも関連する余熱利用について、熱回収率についての予測、具体的な数値等の計算などの予測はされていますか。また、それに対してその熱回収率がどの程度あるか、評価みたいなものはしているのでしょうか。

○事業者 御質問に回答する前に、誤って回答していたところがありましたので訂正させてください。現在の平成30年度の南工場の温室効果ガス排出量1万9,608トンと比較するところですが、先程4万5,402トンと回答しましたが、誤りです。1万9,608トンと比較するのは、表の中の、ごみ焼却量の中のプラスチック類の量と合成繊維の量の3万2,367と4,184を合計した数値です。次に、今いただいた御質問についてですが、資料が手元にないので、また、別途回答させていただきたいと思います。

○香田委員 廃棄物に関して、要約書の8ページに焼却灰及び集じん灰の処理方法で、鉄くずについては再資源化されてその後で最終処分ということなのですが、5ページの概要の方には、埋立て又はセメント原料化ということで、セメントの原料化も検討されるということですがけれども、セメントの原料化など再資源化については検討されているのでしょうか。

○事業者 焼却灰の処理方法については、工場ごとで決めていません。広島市のごみ処理については、ごみ処理基本計画で定めており、その中で、セメント原料化は、この度の改定で行わないことになりました。しかし、ごみ処理基本計画は数年おきに改定していきますので、今後、新たにセメント原料化を行うという計画になる可能性はあると考えています。施設としては、それにも対応できるようにという

ことで、このような記載をしています。

○松川委員 温室効果ガス等に関するやりとりを聞いていて、要約書105ページの下にある表5. 11-2と現状の南工場で比較できるものがあると、対応がわかりやすくなるのかなと感じました。また、できれば広島市全体がこの新しい3工場体制となることでどう変化するのかということも何かわかりやすい予測の表みたいなものがあればいいと感じました。

○中坪会長 比較って確かに、どこと比較するかによって随分話が変わってくるので、その辺は比較しやすいようにしていただけると非常にありがたいです。いかがでしょうか。

○事業者 今回の記載よりもわかりやすく、比較しやすいものにできないか検討し、評価書で修正したいと思います。

○西村副会長 資料の7-108ページ、要約書では60ページの建設機械の稼働による騒音の予測結果に L_{A5} で等騒音レベルの線が引いてあり、図には入っていませんが上の端に学校があります。60ページの上の図からずれた辺りに校舎があるのですが、その辺りは55dBくらいになりそうで、55dBというのは会話が少し聞き取りにくくなるレベルでして、窓を閉めていれば大丈夫なのかもしれませんが、窓を開ける風通しの良い時期などにそれくらいのレベルの音が入ってくると、先生の声が一瞬聞こえないということが起こる可能性があるというのが少し懸念されるので、起こってからでは遅いのであらかじめその方向の遮音の対策を考えておいていただきたい。それから、大州小学校や大州中学校はかなり距離があるので、建設音が少し聞こえるくらいのレベルで済むと思うのですが、東雲の学校は少し近過ぎるかなという気がしました。

○事業者 配慮するようにします。ありがとうございました。

○吉富委員 現状、東雲屋内プールで余熱を使っていますが、これを建替えている何年かの間はプールはどうされるのでしょうか。

○事業者 東雲屋内プールにはボイラーを設置し、余熱が無いときはボイラーにより温水を作ります。

○吉富委員 結構、海沿いや川沿いなので、高潮や洪水などの対策はどうなっているのでしょうか。

○事業者 水が中に入ってこないよう入口の部分には防水扉などを設置しようとしています。それから、電気設備や中央監視制御室などは、最高水位点を確認してそれ以上の位置に発電機などを設置しようとしています。

○吉富委員 従来の想定から外れた災害が起こることが多いので、多めに見積もっていく必要があると感じています。

○田中委員 高潮に関して、ここの対象となっている地盤は周囲より結構高くなっており、更に確かピ

ットのところで上積みされているので、上向きのスロープになっていますので、浸水はかなり防げるような構造になっており、かなり余裕を持って計画を立てられているのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○事業者 様々なハザードマップがありますが、広島県のもので、以前は、伊勢湾台風規模のものが近くを通過したときの想定で、1メートルから2メートルの浸水でした。しかし最近、広島県がより高い水位のハザードマップを発表したので、それについてどうしていくかは検討中です。

○田中委員 例えば、30年後、50年後の平均海面水位の上昇に対して2、30センチぐらい余裕を持たせて計画を立てているという認識でよろしいですね。

○事業者 そのとおりです。

○中坪会長 それでは御意見がないようでしたら、まだ時間は早いのですが、本日の審査会はこの辺りで終わらせていただきます。事務局は本日の議事録を取りまとめて、各委員の皆さんに届けてください。また各委員の御意見等を踏まえて本審査会の答申案を作成してください。それから事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

○環境保全課長 長い時間にわたり、大変熱心な御審議をいただきありがとうございました。会長から御指示いただきましたとおり、本日の議事録を取りまとめた上で、委員の皆様の御意見等を踏まえた答申案を作成させていただきます。次回の審査会は、市民意見とその意見についての事業者見解が提出され次第、12月頃を目途にオンラインにより開催したいと考えております。

○中坪会長 次回の審査会はアナウンスがありましたように12月頃を目途にオンラインで開催予定です。皆さん大変お忙しい時期だと思いますけれども、よろしく願いいたします。それでは、本日の審査会はこれで終了いたします。